

特別養護老人ホームみやざわ苑利用料金表（適用平成29年4月1日）

1. 基本サービス費（介護保険給付の自己負担分）

1日の負担額	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割のかた	625円	691円	762円	828円	894円
2割のかた	1,250円	1,382円	1,524円	1,656円	1,788円

サービス提供体制及び入居者の状況により上記サービス費用に加算される金額

区分	1日の単位（円）		要件等
	1割のかた	2割のかた	
日常生活継続支援加算	46	92	要介護4～5のかた、又は、認知症の重度のかた、もしくは、たん吸引等の必要なかたが一定割合おり、介護福祉士を一定割合以上配置
看護体制加算Ⅰ（イ）	12	24	常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算Ⅱ（イ）	23	46	看護職員を配置基準より多く配置し、介護職員と24時間の連絡体制を確保
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	46	92	夜勤職員を基準より1以上上回って配置
個別機能訓練加算	12	24	基準に適合した機能訓練指導員を配置し、個別の計画に基づき機能訓練を実施
若年性認知症入所者受入加算	120	240	若年性認知症のかたを個別の担当者を定めて本人や家族の希望を踏まえた介護サービスを提供
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日限度）	200	400	認知症の行動・心理症状があつて在宅生活が困難のため、緊急に入居が適当と医師が判断したかたに対し、サービスを提供
外泊時費用	246	492	入院か居宅に外泊した場合（1か月に6日を限度）
初期加算	30	60	入居した日から起算して30日以内
栄養マネジメント加算	14	28	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、基準に適合した栄養ケアマネジメントを実施
経口移行加算	28	56	医師の指示に基づき、経管によって食事摂取しているかたに経口移行計画を作成し経口での食事摂取の栄養管理と支援を実施
経口維持加算Ⅰ	400 （1か月）	800 （1か月）	医師又は歯科医師の指示に基づき、誤嚥のあるかたに、経口維持計画により、継続して経口による食事摂取を進めるための栄養管理等を実施
経口維持加算Ⅱ	100 （1か月）	200 （1か月）	協力歯科医療機関を定め、前項加算を算定している場合で、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理体制加算	30 （1か月）	60 （1か月）	歯科医師か歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアの指導を行い、基準に適合した口腔ケア・マネジメントを実施
口腔衛生管理加算	110 （1か月）	220 （1か月）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月4回以上行い、かつ、前項加算を算定の場合
療養食加算	18	36	医師の食事箋に基づき、基準に適合した療養食を提供している場合

看取り介護加算Ⅰ(死亡日以前4日以上30日以下)	144	288	医師が回復の見込みがないと診断したかたに対し、本人又は家族の同意を得て看取り介護を行った場合(退所翌月に死亡の場合、死亡月に入居の実績が無くても算定ルール上、一部負担を請求することがあります)
看取り介護加算Ⅱ(死亡日の前日及び前々日)	680	1,360	〃
看取り介護加算Ⅲ(死亡日)	1,280	2,560	〃
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	18	36	介護職員のうち介護福祉士が60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅰロ	12	24	介護職員のうち介護福祉士が50%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6	12	看護・介護職員のうち常勤職員が75%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	12	直接サービス提供を行う者のうち勤続3年以上が30%以上
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基準に適合した介護職員の賃金の改善等を事業所が実施した場合、基本サービス費と各種加算の合計の8.3%を加算		

※在宅復帰などの際に必要な支援を行った場合に状況に応じ加算する場合があります。

- 在宅復帰支援機能加算(1割のかた1日10円、2割のかた1日20円)
- 在宅・入所相互利用加算(1割のかた1日40円、2割のかた1日80円)
- 退所前訪問相談援助加算(1割のかた1回につき460円、2割のかた1回につき920円)
- 退所後訪問相談援助加算(1割のかた1回につき460円、2割のかた1回につき920円)
- 退所時相談援助加算(1割のかた1回につき400円、2割のかた1回につき800円)
- 退所前連携加算(1割のかた1回につき500円、2割のかた1回につき1,000円)

※高額介護サービス費

サービス費用(保険給付の1割負担)の1か月の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます(高額介護サービス費の支給)。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	現役並み所得
個人の上限額(月額)	15,000円	15,000円	24,600円	37,200円	44,400円

(現役並み所得：世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる場合、当該世帯の月額上限は44,400円。ただし、同一世帯内にいる第1号被保険者の収入の合計が520万円(世帯内の第1号被保険者が本人1人のみの場合は383万円)に満たない場合の月額上限は37,200円。)

2. 居住費(保険給付対象外、ただし所得の低いかたは市町村への申請により下記軽減あり)

1日あたりの居住費は、1,970円です。利用者負担限度額認定を受けている場合は、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担額です。

利用者負担段階 (1日の負担額)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	820円	820円	1,310円	1,970円

- 入院・外泊中の居住費
 - ・利用者負担第1～第3段階は、1か月に6日を限度に算定
 - ・利用者負担第4段階は、入院・外泊の日数どおり算定

3. 食費(保険給付対象外、ただし所得の低いかたは市町村への申請により下記の軽減あり)

1日あたり1,450円、です。(第4段階)

利用者負担限度額認定を受けているかた(第1～第3段階)は、「介護保険負担限度額認定証」の「食費の負担限度額」のとおりです。

利用者負担段階 (1日の負担額)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	300円	390円	650円	1,450円

4. 金銭出納貴重品管理費

金銭出納及び貴重品の管理費用です。1か月あたり500円です。

別途「金銭出納・貴重品管理サービス契約」を結ばせていただきます

※入居後、「保険証等携帯用ケース」(110円)、「領収書・伝票等保管ファイル」(70円)を購入させていただきます。(「領収書・伝票等保管ファイル」(70円)は、年間1～2冊程度になります)

5. ご希望により発生する費用

※理美容費、行政手続き代行費、入院時の日用品費、喫茶代等は、別途実費でのご負担となります。

★社会福祉法人等による利用者負担の軽減

低所得で生計が困難であるかたで軽減対象要件に該当するかた及び生活保護を受給されているかたは、長岡市への申請により利用者負担の軽減を受けることができます。